【特集】

2019年度パブリック・アチーブメントシンポジウム 法とシティズンシップ

-地域づくり・都市づくりのリテラシー-

Symposium on Public Achievement 2019

-Law and Citizenship: Legal and Political Literacy on Community

Building and Urban Policy-

総合法政策研究会

Comprehensive Law and Policy Research Association

*注記

本特集は、2019年11月18日に東海大学湘南キャンパスで開催された2019年度パブリック・アチーブメントシンポジウム「法とシティズンシップ―地域づくり・都市づくりのリテラシー―」(主催:東海大学現代教養センター、共催:東海大学地域連携センター・総合法政策研究会・一般社団法人地域デザイン学会)におけるパネリストの報告概要とコメンテーターのコメントをまとめたものである。

要旨

パブリック・アチーブメント (Public Achievement, PA) とは、H・C・ボイト (Harry C. Boyte) 教授が提唱した、公共的な活動やコミュニティ参加プロジェクトに重点を置くシティズンシップ教育である。本シンポジウムでは、PAの視点を踏まえ、地域づくり・都市づくりの担い手である市民に必要とされる法的・政治的リテラシーについて、5名のパネリスト (中村隆志 (政治学)、小林直三 (憲法)、中村繁隆 (租税法)、大江一平 (憲法)、根岸忠 (労働法・社会保障法)) が報告を行った。また、これらの報告に対して、2名のコメンテーター (成川忠之 (経営学)・堀本麻由子 (教育学)) が大学におけるシティズンシップ教育の観点からコメントを行った。

Abstract

Public Achievement (PA) is the citizenship education, which has been advocated by Prof. Harry C. Boyte. It focuses on public work and community involvement projects. In the symposium, from the perspective of PA, five panelists, T. Nakamura (political science), N. Kobayashi (constitutional law), S. Nakamura (tax law), I. Ooe (constitutional law), and T. Negishi, (labor law and social protection law), reported on the legal and political literacy for citizens who play an important role in community building and urban policy. Two commentators (T. Narukawa (business administration) and M. Horimoto (pedagogy)) made comments on these reports from the viewpoint of citizenship education in higher education.

シティズンシップと政治的教養

Citizenship and Political Literacy

東海大学 講師

中村 隆志

Tokai University Junior Associate Professor

Takashi Nakamura

本報告では、イギリスの中等教育における必修科目「シティズンシップ」の基となった「シティズンシップに関する諮問委員会」による最終報告書『クリック・レポート』と、この諮問委員会で座長を務めたバーナード・クリックの「政治的リテラシー」に関する議論を手がかりに、政治的教養のあり方について検討した。

教育基本法 14条 1 項に規定する「良識ある公民として必要な政治的教養」のための政治教育として、「シティズンシップ教育」が脚光を浴びるようになっている。これは、法や社会制度に関する知識を受動的に学ぶだけではなく、それをもとに能動的に活動するスキルの習得を目指すものだと考えられている(森 2013: 91)。したがって、シティズンシップ教育における政治的リテラシーは、単に政治に関する知識というのではなく、社会において効果的に活動するための知識・技能・価値観を包括的に含むものとされる(The Advisory Group for Citizenship 1998: 13= 2012: 124)。すなわち、多岐にわたる公共的な課題の解決に向けて、価値観の異なる人々の間で意見や利害を調整しながら様々な取り組みをするための知識や技能を意味する。

シティズンシップ教育が扱う公共的活動には、公職に関わる活動(選挙での投票・立候補、裁判員)だけでなく、政府・公的機関への政策提言(アドボカシー活動)、民間団体による地域づくりやボランティア活動も含まれる。このように、政治的リテラシーが発揮されるべき公共的活動を広く捉えることは、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」(教育基本法2条3号)という教育目標に適合的である。また、選挙のような公職に関わる活動に限定しないことは、日本における参政権をもたない学生や、異なる政治体制の国からの留学生などがいる中で、重要な点だと思われる。

クリックは、政治的リテラシーを「知識・技能・態度の複合体」だとしている(Crick

2000: 61-72= 2011: 89-103)。「知識」とは、争点に関する基本的な情報や、それを活用して能動的に参加する方法、最も効果的な問題解決策を判断する方法などを指す。「技能」とは、他者の利害や主張を認識し、自分の信条や行動の理由や正当性を提示する能力を指す。「態度」とは、「自由」、「寛容」、「公正」、「真実の尊重」、「理由を示す議論の尊重」といった手続的価値を指し、刷り込み教育や社会化の強制にならないための必須の前提だと考えられている。これらは、「公的生活において影響力を持つことに意欲的で、影響力を持つことができ、そのために、主張し行動するのに先だって証拠を秤量する批判的能力」(Crick 2000: 3= 2011: 12)を構成するものである。

活動的な市民の育成を目指すシティズンシップ教育においては、「考える市民」を育てることが同時に重要となる。なぜなら、市民活動に対する客観的な反省を欠いてしまうと、活動が半ば強制的な動員に転嫁したり、集団エゴイズムと非難されたりする危険性があるからである(山岡 2015: 29)。活動への参加が自己目的化してしまうと、共同体への奉仕活動を押しつけたり、それに参加しない者を貶めたりすることになりかねない。したがって、参加者の間で活動の内容と正当性を批判的に吟味し、活動の公共的な正当化をする能力として、「良識ある公民として必要な政治的教養」のあり方を模索するべきである。

【参考文献】

- ① Crick, Bernard (2000) Essays on Citizenship, London: Continuum. = 関口正司監訳 (2011) 『シティズンシップ教育論——政治哲学と市民』法政大学出版局。
- ② The Advisory Group for Citizenship (1998) "Education for citizenship and the teaching of democracy in schools," https://dera.ioe.ac.uk/4385/1/crickreport1998.pdf (最終アクセス 2019 年 11 月 29 日) =鈴木崇弘・由井一成訳 (2012)「シティズンシップのための教育と学校で民主主義を学ぶために」長沼豊・大久保正弘編著『社会を変える教育 Citizenship Education——英国のシティズンシップ教育とクリック・レポートから』キーステージ 21。
- ③ 森照代(2013)「学校教育におけるボランティア学習」田中雅文・廣瀬隆人編著『ボランティア活動をデザインする』学文社。
- ④ 山岡龍一(2015)「市民自治とは何か」山岡龍一・岡崎晴輝編『市民自治の知識と実践』放送大学教育振興会。

情報法制と市民

—ZTCAデザインモデルの法解釈への応用—

Information Legislation and Citizen: Application of the ZTCA Design Model to Legal Interpretation

名古屋市立大学大学院 教授

小林 直三

Nagoya City University Graduate School Professor

Naozo Kobayashi

本報告は、情報法制と市民との関係の視座からの、都市づくり・地域づくりに関わる市 民に求められる法的リテラシーの前提に関する一考察である。なお、この報告では、おも に行政に関する情報法制を考えていきたい。

さて、法解釈とは、法がどのように「デザイン」されているのか、あるいは、法をどのように「デザイン」すべきなのか、に関わるものである。また、そうした法は、しばしば、公権力による強制力を伴う規範であるため、地域デザインにも大きな影響をもつ。そうした視点からみれば、法解釈も、可能な限り地域デザインと共通する理論枠組みをもつことが有用であるとの推論が成り立つだろう。そこで、本報告では、原田保氏が提唱する地域デザインにおける有力な枠組みである ${\bf ZTCA}$ デザインモデルを法解釈に応用することにしたい。 ${\bf ZTCA}$ とは、地域デザインにあたっての ${\bf 4}$ つの分析視角の頭文字であり、それぞれ、 ${\bf Z}$ =ゾーン、 ${\bf T}$ =トポス、 ${\bf C}$ =コンステレーション、 ${\bf A}$ =アクターズネットワークである。

なお、本報告では、以下で ZTCA デザインモデルを法解釈に応用するにあたって、報告者なりにその趣旨を踏まえながらも、大幅にアレンジを加えている。本来の ZTCA デザインモデルについては、参考文献に掲げる原田氏の論文を参照されたい。

では、まず、**Z** (=ゾーン) についてである。通常、法律はナショナル・スタンダードである。ただし、情報法制の場合、情報流通の国際化などの点からグローバル・スタンダード化へのベクトルが働く。他方で、情報管理能力の地域格差の点からは、ローカル・スタンダード化へのベクトルも働く。しかし、おそらく、地方公共団体の情報管理能力に関しては、民間企業へのアウトソーシングや広域行政の活用によって補うことで解決され、基本的にはグローバル・スタンダード化が進むように推測される。ただ、現状では、米国

と EU との情報法制の考え方の違いがあることから、グローバル・スタンダードが不明確であり、ただちにグローバル化の方向へ進むわけではないだろう。したがって、情報法制の法解釈の視角としてのゾーンとしては、比較法的な観点から米国や EU を意識しつつも、しばらくは「国内」を想定することになるものと思われる。

次に、T(=トポス)である。近年、注目すべきものとして、個人情報保護法の2015年 改正があげられる。この改正での注目すべき点(トポス)は、①個人識別符号、②要配慮 個人情報、③匿名加工情報の追加である。

そして、星座を創造するように \mathbf{T} (=トポス)を繋ぎ合わせる \mathbf{C} (=コンステレーション)について考えるなら、近時の情報法制では、個人情報に一定の配慮をしつつも、ビッグ・データの活用を推進することが示唆されているものといえる。このことは、国が推進する Society $\mathbf{5.0}$ のコンテクストからもいえるだろう。

しかしながら、ビッグ・データの活用にあたっては、その信頼性や透明性、そして、ビッグ・データに携わるアクターズネットワークの偏在が問題となるものと考えられる。つまり、ビッグ・データのアルゴリズムは企業秘密であろうから一般に開示される可能性は低い。そのため、ビッグ・データの活用には、本来的に透明性が低いといえる。また、匿名加工情報には復元性がないため、そのビッグ・データの信頼性も保障が弱い。そして、ビッグ・データの複雑性やアルゴリズムの秘匿性によって、ビッグ・データに携わるアクターは限定されてしまうように思われる。

しかも、情報の管理は、それを通じて市民の行動に影響を与えることができる。それらのことを考え合わせたうえで、行政による管理の対象としての市民ではなく、主体的な市民を想定するのであれば、ビッグ・データの活用にあたって、より多くの市民もアクターズネットワークに入るようにデザインすべきだと思われる。

そこで、最後の A (=アクターズネットワーク) である。

ビッグ・データの活用にあたって、より多くの市民もアクターズネットワークに入るようにデザインすべきだとすれば、何が必要であろうか。ここでは、米国の Information Quality Act に可能性を見出したい。

Information Quality Act は、すでに薄井信行氏が詳細な紹介をしており、本報告でも、Information Quality Act について、おもに薄井氏の論考を参照にしている。Information Quality Act は、付加条項として 2000 年に制定され、これは連邦行政機関が普及する情報の質(Quality)の保障を求めるものである。もし、連邦行政機関が普及する情報の質に利

害関係人の疑義があれば、利害関係人は連邦行政機関が普及する情報の訂正を求めることができるものである。

こうした Information Quality Act のような制度があることで、仮に、行政が何かしらのビッグ・データを活用した施策を実施した場合にも、その前提となるビッグ・データやその活用のあり方について、それらの情報の質を求める形で、(行政と連携する民間企業以外の民間企業などと連携しつつ)市民が政府のビッグ・データの活用に関与する可能性が生まれるのではないだろうか。そして、そうすることで、アクターズネットワークを、より多くの市民を含む形にまで拡張できるのではないだろうか。

もちろん、そのためには、たんに制度づくりだけではなく、市民の法的リテラシーも重要となる。しかし、市民に法的リテラシーを求める前提として、市民がアクターズネットワークに加わることができなければならない。そのための制度として、Information Quality Act に注目すべきだと思われる。

【参考文献】

- ① 新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』成文堂(2000年)。
- ② 原田保「地域デザイン理論のコンテクスト転換—ZTCA デザインモデルの提言—」 地域デザイン学会誌 4 号(2014 年)11 頁。
- ③ 小林直三「地方自治体におけるプライバシー権の保障のあり方に関する一考察」小林直三・根岸忠・薄井信行編『地域に関する法的研究』新日本法規出版(2015年)35頁。
- ④ 薄井信行「Information Quality Act から考察する情報発信者としての自治体――パブリック・コメントの質的向上のために――」小林直三・根岸忠・薄井信行編『地域に関する法的研究』新日本法規出版(2015年)62頁。
- ⑤ 園部逸夫・藤原靜雄編『個人情報保護法の開設《第二次改訂版》』ぎょうせい(2018年)
- ⑤ Samuel D. Warren & Louis D. Brandeis, The Right of Privacy, 4 HARV. L. REV. 193 (1890).
- ⑦ Daniel J. Solove, Privacy and Power: Computer Databases and Metaphors for Information Privacy, 53 STAN. L. REV. 1393 (2001).
- Solove, Conceptualizing Privacy, 90 CAL. L. REV. 1087 (2002).

総合法政策研究会誌 第3号(2020年)

- Daniel J. Solove, SYMPOSIUM: SURVEILLANCE: Data Mining and the Security-Liberty Debate, 75 U. CHI. L. REV. 343 (2008).
- ① Paul M. Schwartz and Daniel J. Solove, The PII Problem: Privacy and a New Concept of Personally Identifiable Information, 86 N.Y.U. L. REV. 1814 (2011).
- Amitai Etzioni, A Liberal Communitarian Conception of Privacy, 29 J. MAR. J. C. I.
 L. 419 (2012).

【注記】

本研究は、名古屋市立大学大学院特別研究奨励費 1913015 の助成を受けたものである。

シティズンシップ教育としての租税法

Tax Law as Citizenship Education

関西大学 教授中村 繁隆

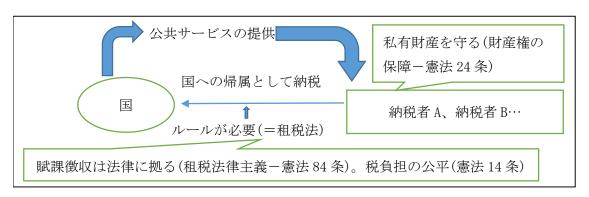
Kansai University Professor

Shigetaka Nakamura

租税法分野におけるシティズンシップ教育の目的は、健全な納税者意識の習得であり、 その習得のためには、租税に関する正しい考え方を学ぶことが必要である。

憲法 30 条は、納税の義務を定めている。通常、私たちには租税は支払うものという意識があると思われる。しかし、義務という意識だけでは、健全な納税者意識とはいえない。租税の意義〔大嶋訴訟(最判昭和 60 年 3 月 27 日民集 39 巻 2 号 247 頁)参照〕や憲法84 条(租税法律主義)、同 14 条(租税公平主義)の考え方を学び、下図の法的枠組み(legal framework)を理解することが大切である。

【図ー法的枠組み】



例えば、コンビニで商品を買った際に支払う消費税は、国家による公共サービス提供の ための原資であり、その税額は租税法律主義と租税公平主義に基づき算定されていると理 解するのである。このような理解こそが、健全な納税者意識の習得につながるであろう。

最後に、健全な納税者意識の習得は、私たちが主権者として社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら社会を生き抜く力になると考えられる。ここでいう「生き抜く力」とは、本稿で示した法的枠組みを持続可能(sustainability)とするため、納税者一人一人が粛々と納税義務を履行していくことを指す。

総合法政策研究会誌 第3号(2020年)

なお、本稿と異なり、他人の行う不正義(例えば、脱税)に関心を払うという市民性獲得の前提にも租税教育が重要な意義を有すると主張するものがある〔酒井克彦「租税教育の課題と展望~「租税リテラシー」の醸成を求めて~」税理 61 巻 4 号 162 頁(2018)参照〕。酒井教授は、公平な課税の実現に関して、納税者である市民が相互チェックを行い得る可能性を主張している。

以上

在日外国人のシティズンシップ

Legal Status of Foreign Citizens in Japan

東海大学 准教授 大江 一平

Tokai University Associate Professor

Ippei Ooe

民主政治の担い手となる個人を市民(citizen)、市民としての地位、権利・義務の総称をシティズンシップ(citizenship)、多様な価値観を持つ人々が暮らす社会において、他者の意見を尊重しつつ、個人として主体的に行動する能力を市民性(civility)という。本報告でいう「市民」とは、日本国民(日本国籍保持者としての国民)のみならず、日本で生活する在日外国人(特別永住者、一般永住者、留学生等)の人々を含む概念として、さらに、「市民性」とは、多様な価値観を持つ人々が暮らす社会において、他者を尊重しつつ、個人として主体的に行動する能力という意味でそれぞれ用いる。

人・資本が国境を越えて移動するグローバル化の進展、さらには、2018年末の出入国管理法の改正(特定技能1号、同2号の創設)による「事実上の移民社会」の到来に伴い、今後の日本においては、在日外国人のシティズンシップをめぐる問題が、大都市部のみならず、地域社会においても大きくクローズアップされることが予想される。特に、少子高齢化が進行する地域社会においては、異なる言語や文化、生活習慣を持つ在日外国人が従来の住民と相互理解を深め、共に地域社会の政治に参加するにはどうすればよいのかが一層問われる。そこで、本報告では、①地方自治体による各種の在日外国人施策(例:神奈川県川崎市の外国人市民代表者会議)、②参政権(選挙権・被選挙権等)保障の可否、③帰化手続等の国籍制度のあり方を総合的に検討することが不可欠であることを指摘した。

さらに、①地方自治体における首長の諮問機関等の在日外国人施策には積極的な意義があるものの、委員選出の際に国籍や居住地域等への慎重な配慮が必要であり、地方議会との接点が希薄な上に、同じ提言の繰り返しになりがちな点で政治参加の権利の保障としては不十分であるため、将来的には参政権の保障も考慮すべきこと、ただし、②特別永住者であれ一般永住者であれ、在日外国人に日本国民と全く同等の政治参加の権利を承認するのは憲法上困難である以上、在日外国人施策や参政権を補う形で、帰化手続をはじめ、国

籍制度のあり方が検討されるべきこと、さらに、③「個人のアイデンティティの保障」という観点から、帰化手続に伴う心理的な負担に配慮する形での制度の運用が必要となることを明らかにした。

【参考文献】

- ① 安念潤司「『外国人の人権』再考」樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開(上)』 (有斐閣、1993年) 163頁。
- ② 遠藤比呂通「安心して居住する権利の条件—市民と国民国家に対する考察—」孝忠延夫 ほか編著『グローバル市民社会における平和、安全、そして安心』(関西大学出版部、 2009年)217頁。
- ③ 大江一平「定住外国人の地域への政治参加はどこまで可能か?—定住外国人施策・参政権・国籍についての憲法学的考察—」小林直三・根岸忠・薄井信行編著『地域に関する法的研究』(新日本法規出版、2015年) 145頁。
- ④ 大江一平「持続可能な地域社会と大学—アメリカ合衆国のパブリック・アチーブメントを手がかりとして—」小林直三・根岸忠・菊池直人編著『法と持続可能な社会の構築』(新日本法規出版、2017年)90頁。
- ⑤ 芹澤健介『コンビニ外国人』(新潮新書、2018年)。
- 6 HARRY C. BOYTE, AWAKENING DEMOCRACY THROUGH PUBLIC WORK: PEDAGOGIES OF EMPOWERMENT (Vanderbilt University Press, 2018).

【注記】

本報告は、東海大学 2018 年度学部等研究教育補助金による研究成果の一部である。

外国人労働者とシティズンシップ

Legal Status of Foreign Workers

高知県立大学 准教授 根岸 忠

University of Kochi Associate Professor

Tadashi Negishi

最近、大都市のコンビニエンスストアや居酒屋では外国人店員を目にすることが多くなっているが、なぜこんなにも外国人労働者が増えているのだろうか。彼らはどういった在留資格で我が国に滞在し、働いているのだろうか。彼らに適用される労働法や社会保障法の仕組みについて、当該労働者はもちろんのこと、その使用者に対するリテラシーが重要になるだろう。ここでは、外国人労働者への労働法や社会保障法適用のあり方について、外国人非熟練労働者を中心に見てみることとする。

平成 31 年 1 月に公表された厚生労働省による「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (平成 30 年 10 月現在)によれば、外国人労働者を雇用している事業所数は 21 万 6,348 か所、外国人労働者数は 146 万 463 人であり、そのいずれも平成 19 年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新した。

このように外国人労働者数は増えているが、日本政府は彼らに対して、これまでどういった政策をとってきたのだろうか。

我が国における外国人をめぐる問題は、かつて日本国籍を保持していた台湾人及び朝鮮・韓国人(彼らを「特別永住者」という)をどう処遇するかであり、高度経済成長期において、非熟練労働者については、東北や北陸の農村部から中学校卒業者を「金の卵」として大量に調達することができたため、わざわざ外国人労働者を受け入れる選択肢はとらなくてもよかった。

こうしたことから、昭和 42 年の閣議決定以来、外国人労働者の受入れは行わないとされてきたが、昭和 63 年の「第 6 次雇用対策基本計画」では専門職・技術職といった熟練労働者は積極的に受け入れる一方、非熟練労働者の受入れは慎重に判断するといった方針が示され、それが今日に至るまで続いている。もっとも、技能実習生や日系人等、実際には人手不足から上記の方針を迂回する形で外国人非熟練労働者の受入れが行われてきた。

経済界から人手不足解消への対応を求められたことから、①技能実習制度の改正、②建設業に従事する技能実習修了者の受入れ、及び③在留資格「特定技能」の創設という形で、実際にはさらなる受入れが行われてきた。

このような形で我が国は外国人労働者を受け入れてきたが、ひとたび受け入れたからには、一定程度彼らを保護すべきであろう。ここでは彼らへの労働法・社会保障法の適用について見ることとしよう。

まず、労働法について、我が国で就労する者は、かりにその者が不法就労者であったとしても、日本人と同一の制度が適用される(「外国人の不法就労等に係る対応について」(昭 63・1・26 基発第 50 号・職発第 31 号))。労働基準法 3 条は「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」旨定めている。

ついで、社会保障法については、かつては日本国籍を有する者のみが適用対象となる旨定める国籍条項があったが、我が国が昭和56年に難民の地位に関する条約を批准したおりに、難民のみならず、適法に在留資格を有する外国人にも適用することとした結果、国籍条項が削除された。もっとも、社会保険については、本人も保険料を負担する以上、年金等制度によっては、日本人と同じ制度への加入が、その外国人労働者にとって必ずしもよい結果をもたらさないこともありうる。

基本的には属地主義により我が国に適法に在留資格を有する者には労働法も社会保障法 も適用されるが、外国人労働者は我が国の労働法・社会保障法に習熟していないことか ら、紛争になりかねない。そのため、制度の仕組みを、当該労働者はもちろん、その使用 者にも周知すべきであろう。

シンポジウムへのコメント

Comment on Symposium

東海大学現代教養センター 所長 成川 忠之

Executive Director, Tokai University Center for Liberal Arts

Tadayuki Narukawa

2018年度より、東海大学では、現代教養センターが中心となって PA 型教育を本格的に導入し、必修科目の「発展教養科目」を開講している。この授業では、市民的価値を創造するための教育に取り組んでいるが、地域の問題について考えるためには、まずは法律、政治、税の知識が不可欠である。そこで、今回は、法政関係をテーマにしたシンポジウムを企画した。本会を通じて活発な議論を展開され、講師、ならびに参加者の方がたに感謝申し上げたい。

なお、PA型教育は、発展教養科目のみにとどまるものではなく、大学で学ぶあらゆる カリキュラム、さらには課外活動をとおして養成されるものであると考える。そこで、以 下のような「地域連携型教育による公共連携モデル」を提案したい。

PA型教育は、米国ミネソタ州を中心に 1990 年から実践されている教育活動 (Boyte 2015) で、Dr. Harry Boyte が創始者であるが、若者が社会の課題に目を向け、それを解決すること、つまり問題解決の達成 (アチーブメント) を通して、市民性を養うことを目的とした教育である。大学における教育の中心は専門分野の知識の教授であるが、PAでは、自らの専門知識を地域における価値という文脈の中で考え、述べることができる「市民専門家 (Citizen Professionals)」の養成が志向されている (Boyte 2018)。

この PA 型教育を大規模大学である東海大学型にアレンジした科目(群)が「発展教養科目」である。具体的には、「シティズンシップ」、「ボランティア」、「地域理解」、「国際理解」の4科目により構成され、医学部を除く全学の学生が必ず履修する必修科目となっている。しかし、「発展教養科目」は、1年次生すべての学生に対する必修科目であることから、授業中に実際に地域で活動することが困難なため、授業の中では、学生が地域の課題を提示して、グループでその解決をディスカッションし、結果をプレゼンテーションする、といった方法がとられる。このディスカッションの中でも様ざまな意見を出し合い、

熟考する経験を行うことで市民性を養うことができるが、実際に自治体や住民と連携して 活動を行うといった経験を通して学ぶことは困難である。

そこで、その後の授業により、学生に対して実際に地域と連携して活動を行う機会を提供することが有効となる。今日ではさまざまな大学の研究室やゼミナールで、高い知識力を活かし、地域の課題の解決に取り組んだり、地元産業の活性化に寄与したりしている。また、東海大学では、教員の専門性を活かしたテーマで開講する全学開講科目が設けられ、その中で地域と連携しながら進める授業も存在する。たとえば、2018年8月に日本文学を専門とする教員が授業の一環として秦野市立図書館内の「はだの浮世絵ギャラリー」で企画展「くすっと笑える浮世絵展」を開催した(タウンニュース秦野版 2019年7月19日号)。この企画展では学生が企画から携わり、テーマを決めて作品選択まで行った。学生がグループごとに企画のプレゼンを行った際に「おもしろい浮世絵」を取り上げたグループが多く、企画展のテーマが決まったという(東京新聞 2018年8月5日号)。

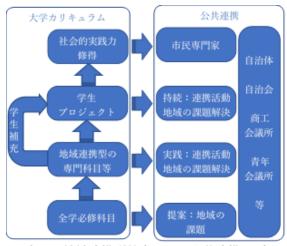
2017年には、「持続可能な地域づくり」を考えることをテーマとしている授業の一環として、学生により、平塚市宮松町のマップ作成の取り組みが行われた。2016年10月に「ららぽーと湘南平塚」が完成し、3,000人もの就労人口が増えた神奈川県平塚市宮松町で現状や課題を調査するフィールドワークを行い、宮松町にとって何が課題なのか、それを解決するためにはどうしたらいいかを話し合い、同町のマップ制作に取り組んだ(東海大学新聞2017年8月1日号)。以上のように、専門科目等の授業の一環としての地域連携を実践することは、学生が自治体や地域の住民、商店街などと実際にコラボレーションすることができるということから、社会的実践力を養う上では大変有効な教育手段ということができる。その一方で、地域にとっては、教員の専門知識に裏打ちされた学生のフレッシュなアイディアを得ることができるため、活性化の参考にすることができる。

しかし、授業による地域連携には持続可能性という点で課題が残されている。一般的に 大学の授業は同一授業を複数回履修することはできない。一方、地域の課題は根が深く、 1学期間で解決が完結するようなものは少ない。そもそもそのような短期で解決できるよ うな課題であれば、自治体や自治会などで既に解決されているはずである。したがって、 継続的に取り組む必要があるような課題に対しては、1学期間の授業で対応することが困 難なのである。

そこで、有効になってくるのが学生によるプロジェクト活動である。東海大学では、チャレンジセンターにより学生によるプロジェクトを企画・実践することができる。プロジャ

ェクトには、メンバーが 30 人以上必要なチャレンジプロジェクトと 10 人集まれば申請することができるユニークプロジェクトがあり、それぞれのプロジェクトには、プロジェクトの運営をサポートするコーディネーター職員と、テクニカルにサポートするアドバイザー教員がつく。そこで、地域連携型の専門科目によりスタートした取り組みを、担当教員がアドバイザーとなりプロジェクト化することにより、取り組みを持続的に展開することができるようになるのである。なお、体育会の部活動やサークル活動でも同様であるが、プロジェクト活動にはメンバーの確保が課題となっている。そこで、次の学期以降に科目を履修した学生がプロジェクトに参加するように促すことにより、持続的にメンバーを確保することが可能となるのである。

以上のように、初年次に必修科目により、地域の課題について考えることを学び、その後の専門科目等によりそれらを実践し、さらに学生プロジェクトにより持続するモデル (図表1) は、学生の社会的実践力を養う上で有効なばかりではなく、公共連携として、大学と地域がコラボレーションする上で有効なモデルであるということができる。



図表1. 地域連携型教育による公共連携モデル

【参考文献】

- ① Boyte, Harry C. (2018) Awakening Democracy Through Public Work: Pedagogies of Empowerment, Nashville, TN: Vanderbilt University Press.
- ② 小玉重夫(2003)『シティズンシップの教育思想』白澤社。
- ③ 堀本麻由子 (2016)「報告Ⅲ パブリック・アチーブメント型教育導入への取り組み」 社会教育学研究第 53 巻第 1 号 40-41 頁。
- ④ ラウディ・ヒルドレス (大江一平・堀本麻由子・冨永貴公・古田雄一訳) (2015) 「パブリック・アチーブメント―コーチのためのガイドブック―」。

総合法政策研究会誌 第3号(2020年)

シンポジウムへのコメント

Comment on Symposium

東海大学 准教授

堀本 麻由子

Tokai University Associate Professor

Mayuko Horimoto

日本の高等教育においては、「教養」の再構築が求められており、特に近年、教養教育におけるシティズンシップ教育のあり方について検討が進められている。たとえば、日本学術会議(2010)「21世紀のリベラル・アーツの創造」は、現代社会における深刻な様々な問題や課題解決に向けての多様な取り組みに参加、協同する知性・智恵・実践的能力の形成を求めている。教養の再構築は、国民主権・市民的自治によって支えられている社会を形成するための最も重要な基盤となり、特に教養と自治のつながりを検討することが必要である。

上記のような社会的要請への対応を鑑みたとき、高等教育、とりわけ教養教育で必要な政治的リテラシーの具体的な能力、スキルは何なのか、また社会参加、参画を主目的とした教育活動に主権者教育の要素を加えるとしたら、どのような働きかけが必要なのかという問いが生じる。2つの問いを検討する上で、本シンポジウムでは各報告者の視点から具体的な示唆をいただき、今後の東海大学におけるシティズンシップ教育の方向性を考えることができた。

〔公開日:2020年2月7日〕

- 18 -